

家計へ
緊急支援！

定額給付金が支給されます



問い合わせ先
企画課定額給付金室
☎内線 1155・1156



「定額給付金」は、景気が後退する中、市民の皆さまの生活を支援するとともに、地域の経済対策を目的として広く給付いたします。市では、定額給付金室を臨時に設置し、制度にのっとり市民の皆さまへ支給してまいります。

受給方法

◆対象者

基準日の平成21年2月1日に当市の住民基本台帳に登録されている方、または外国人登録原票に記載されている方
※不法滞在者や短期滞在者は対象外

◆受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人の方は、給付対象者本人）

◆給付額

対象者1人につき1万2千円
ただし、65歳以上の方と18歳以下の方は2万円

下の方は2万円

◆申請方法

3月下旬に各世帯主あてに申請書を郵送します。申請書に振込先口座などを記入し、同封の返信用封筒で市に郵送により申請してください。
申請書は、簡易書留で郵送し、確実にお受け取りになれる方法をとります。

◆受付期間

平成21年3月27日（金）から9月28日（月）までの6カ月間
申請書は千代田庁舎の企画課定額給付金室または霞ヶ浦庁舎市民窓口課、中央出張所へ直接提出することもできます。

◆受給方法

申請書が提出された後に確認審査を行い、決定通知書を郵送します。その後、申請書に記入された口座に給付金が振り込まれます。
ただし、金融機関に口座がない方に限り、市から送付された「決定通知書」と顔写真付の「公的身分証明書」を指定された日に窓口に参加し、現金による給付を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

※郵送の場合は9月28日の消印有効
ことが予想されますことをご了承ください。

※公的身分証明書とは、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書などをいいます。

Q & A

Q 「18歳以下」「65歳以上」とはいつからの生年月日をいうの？

基準日に18歳以下の方とは、平成2年2月2日以降に出生した方をいいます。
また、基準日に65歳以上の方とは、昭和19年2月2日以前に出生した方をいいます。

Q 世帯主以外が申請し受給することができるの？

原則は世帯主への給付になります。ただし、世帯主本人による申請・受給が困難な場合に限り、同じ世帯の方であれば「家計への緊急支援」という趣旨と受給者の利便性を考慮し、申請・受給が可能です。詳しくは問い合わせください。

Q 基準日（2月1日）以降に死亡した場合は給付の対象になるの？

絶対ありません！
●市や総務省がATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすること。
●「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めること。

もう一度相談してみよう！



ご注意ください！

定額給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」

るの？

基準日時点には住民基本台帳または外国人登録原票に登録・登録されているため、基準日に死亡した場合、および基準日より後に死亡した場合も、給付の対象となります。

Q 基準日（2月1日）以降に世帯が転出した場合、転出元と転入先のどちらで給付金を受け取ることができるの？

基準日に住民基本台帳上の住所がある市町村に申請し、給付金を受けることになります。

Q 定額給付金は課税の対象になるの？

非課税になります。

子育て応援特別手当は「一時所得」扱いになります。
※一時所得には、50万円の所得控除があるため、他に一時所得がない場合は課税の対象になりません。

子育て応援特別手当を支給します

〜多子世帯の幼児教育を応援！〜

問い合わせ先 子ども福祉課☎内線1172

2人以上の子どもを持ち、幼児の教育に負担を強いられる世帯に「生活対策」の一環として国から特別手当が支給されます。

◆対象となる子Ⅱ生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子で、18歳以下の兄や姉がいる子。（平成20年度において小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子）※第1子は対象となりません。

◆受給権者Ⅱ基準日の平成21年2月1日に「支給対象となる子」を持つ世帯の世帯主で、住民基本台帳に登録されている方、または外国人登録原票に登録されている方。

◆手当額Ⅱ対象となる子1人あたり3万6千円

◆申請方法Ⅱ3月下旬に該当世帯に申請書を普通郵便にて郵送します。申請書に振込先

口座などを記入し、同封の返信用封筒に次の書類を添えて市に郵送してください。
・公的身分証明書の写し
・通帳の写し（口座番号がわかる箇所）
※申請書は千代田庁舎の子ども福祉課または霞ヶ浦庁舎市民窓口課、中央出張所へ直接提出することもできます。
※対象となる子と第1子が別居している場合などは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、医療保険の被保険者証の写しなどが必要です。

◆受給方法Ⅱ申請書の確認審査を行い、決定通知書を郵送します。その後、申請書に記入された口座に手当が振り込まれます。

◆受付期間Ⅱ平成21年3月27日（金）から9月28日（月）までの6カ月間